児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

公表：令和　６年　２月１４　日　　事業所名　　ローゼルこどもDayさぽーと

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	7		活動に必要なスペース確保している。	
	2	職員の配置数は適切である	7		児童発達支援責任者1名、児童指導員2名以上配置している	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	7			バリアフリーではない為段差などを改良していく
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	7		空調、換気に瑠意	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	7		1年目の目標を設定して取り組んでいる	
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	7		保護者の評価表によるご意見を職員へ周知し改善を図る。	
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	7		年に一度、ホームページ にて評価の公表を実施し ている。	
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	7		ローゼルグループ内で社内実地指導を行い他の事業所、法人のアドバイスを受けている	行政機関や他の研修会などに出席し内容 を全職員に伝達している
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	7		研修修了者による、伝達 研修を実施している。	
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	7		子供や保護者、職員より 情報収集しニーズに基づ いた計画書作成に努めて いる。	
	11	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	7		サポートノートえいぶる を活用している。	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	7		子供と保護者の意向を尊 重して、支援内容が具体 的に分かりやすいように 表記するようにしてい る。	
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	7		支援内容を職員へ周知し て共通認識を持って支援 を実施している。	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	7		運動プログラムを実施して いる。	
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	7		定期的にプログラム内容 を見直し変更している。	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している	7		支援者会議で職員から情 報収集し子供達の特性に 応じた活動内容を考慮し て作成している。	
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	7		ブリーフィングを毎回行 い、注意事項や申し送 り、活動内容の確認をし て いる。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い､気付いた点等を共有している	7		終業前にその日の振り返 りを行い子供の特変事項 や活動内容の反省点など を話し合っている。	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	7		活動日誌やステップ記録 を取っており、支援の改 善に役立てている	
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	7		３ヶ月もしくは６ヶ月ご とにモニタリングを行い 目標の達成度を確認し見 直しを行なっている。	
	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	7		児童発達支援管理責任者や児童指導員（保育士）が参加している。	

関係機関や保護者との連携関係機関や保護者との連携	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	7		関係機関と連携を取り 情報を共有して子供と 保護者の支援に役立て ている。	
	23	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合） 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				該当なし
	24	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合） 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				該当なし
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	7		本人が困らないよう情報の共有している。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	7		学校から引き継ぎの際、利用児童の情報交換や相談支援事業所と連携している。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	7			関係機関との連携のために相談支援事業所などの協力を得ていく。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	7			交流の機会を検討。
	29	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	7		にこキッズ連絡会に参加。	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	7		送迎時にその日の活動 や様子をお伝えしてい る。	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント･トレーニング等）の支援を行っている	7		保護者より相談がある 時はその都度、対応し て助言や提案をしてい る。	
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	7		契約時に説明を行い、 契約内容が変更される たびに説明している。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	7		子供と保護者の意向を 尊重して配慮された支 援内容を考慮。児童発 達支援計画書を作成 後、保護者へ説明して 同意を得ている。	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	7		送迎やモニタリング時 期、その都度、話を伺 い計画相談員担当者へ も相談し助言と支援を 実施している。	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	7		保護者会、スポフェスティバル、音楽祭を実施している。	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	7		管理者へ方向し即時、 対応するよう努めてい る。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	7		定期的に園だよりを発 行して活動内容など保 護者へ周知している。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	7		個人情報は伴付き書庫 に保管。全職員と誓約 書を交わしている。	
	39	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	7		絵カードなども使用して分かりやすく、短く説明を意識している。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		7		
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	7		BCPマニュアルを整備して定期的に訓練を実施し ている。	
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	7		年に２回以上実施して い る。	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	7		契約前、契約時に服薬 やてんかん発作等の確 認し職員へ通達してい る。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	7		利用児童のアレルギー 表を作成して掲示して いる。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	7		ヒヤリハット報告書を 作成しブリーフィング	

	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	7		虐待防止研修へ参加修 了者による伝達研修を 年に２回行なってい る。虐待防止委員会も 設置している。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している			現在、身体拘束の必要な児童はいないが、必要な際のマニュアルや保護者への同意を求めるようにしている	
	○この「事業所における自己評価結果（公表）」は事業所全体で行った自己評価です。					